

令和6年8月19日

事業主様

東京都電機健康保険組合
(公印省略)

「資格情報のお知らせ」の被保険者への配布について（ご依頼）

平素より、当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「資格情報のお知らせ」については、令和6年6月10日付「「資格情報のお知らせ」の送付について」にてご案内したとおり、令和6年8月23日より下記のとおり送付いたします。

この「資格情報のお知らせ」は、健康保険組合への保険給付の申請や健康診断など各種お申込みの際に必要な健康保険の資格情報のご案内と、健康保険組合が把握している加入者情報（個人番号の下4桁）を併せてご案内し、情報の正確性を確認し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証としてご利用いただけることを目的としてお送りいたします。

大変重要なお知らせとなりますので、ご多忙のところ恐縮でございますが「資格情報のお知らせ」の被保険者への配布について、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和6年12月2日からは、保険証が廃止されマイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わり、マイナ保険証では、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。医療機関等への受診にはマイナ保険証の利用について、被保険者等へ広く周知いただくよう併せてご協力をお願いいたします。

記

送付物	①【段ボールまたは封筒】※送付件数が少ない場合は封筒 <別添1> 「資格情報のお知らせ」および「加入者情報（個人番号下4桁）」の送付について <別添2> 送付対象者リスト 下記②の封筒を、送付対象者リストの件数分梱包しています。
梱包	②【世帯ごとの封筒】 <別添3> 「資格情報のお知らせ」（世帯分） <別添4> 「加入者の皆様へ」（緑色リーフレット） <別添5> 「資格情報のお知らせ」について（青色リーフレット）
送付日	上記②封筒を被保険者の番号順に梱包 ※所属コード別の梱包を希望している場合、梱包単位は所属コード単位となります。
送付対象者	令和6年6月末現在、在籍している全加入者 ※当組合においてマイナンバーの登録がない方は対象外となります。 ※令和6年7月1日から令和6年8月7日までの間に資格を喪失または扶養から削除となった方については、送付対象から除外しています。 また、令和6年8月8日以降、資格を喪失または扶養から削除となった方については、送付対象に含まれています。大変お手数ですが、健保組合に返送をお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」の被保険者への配布について、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先> 「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル
TEL 03-3835-0006（平日9:00~17:00）
※臨時ダイヤルは令和6年9月30日まで開設予定です。

「資格情報のお知らせ」に係る FAQ【詳細版】

Q1.「資格情報のお知らせ」とはなんですか？

A1.ご自身の健康保険の資格を簡易に確認できるもので、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断、保養施設のお申込み等をする際に必要となる被保険者記号、番号の確認ができます。また、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、オンライン資格確認義務化対象外の医療機関や機器の故障等でマイナ保険証が利用できない場合でも保険診療が受けられます。

Q2.梱包された「資格情報のお知らせ」を受け取ったら、どうすればいいですか？

A2.同封の送付対象者リスト（別添2）をご確認のうえ、封筒窓あき個所に記載されている被保険者の記号、番号、お名前の方に、「資格情報のお知らせ」封筒をそのまま配布してください。

<注意事項>海外赴任等によりマイナンバーの届出がない被保険者の方は送付対象外となっておりますが、その被保険者のご家族が日本在住によりマイナンバーの届出をいただいている場合、今回の「資格情報のお知らせ」は、ご家族分のみ作成されています。封筒窓あき個所には、ご家族のお名前と併せて被保険者名も記載しております。お手数ですが、被保険者に確認のうえ、ご家族の方にお渡しいただくようお願いいたします。

なお、退職など健康保険の資格を喪失した方の封筒については、そのまま健保組合へご返送をお願いいたします。ご返送に必要なレターパックは健保組合より別途お送りさせていただきます。返送用レターパックが必要となった場合には健保組合までご連絡ください。

Q3.「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありますか？

A3.今回お送りした「資格情報のお知らせ」は切り取り可能な様式としており、いつでも健康保険の資格情報を確認できるよう携帯していただくものとなります。なお、健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。マイナポータルへログインし健康保険資格情報（PDF）をスマホにダウンロードすることで、紙媒体の「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はなくなります。

Q4.送付された「資格情報のお知らせ」は被保険者全員分ですか？

A4.今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、令和6年6月28日（金）までに健保組合へ加入されている方で、かつ、当組合においてマイナンバーの登録がある方が対象となります。

なお、令和6年7月1日（月）から令和6年8月7日（水）までに資格喪失の届出があった方は送付対象から除外しております。令和6年8月8日以降に資格喪失の届出をされている場合には、送付対象に含まれておりますので、大変お手数ですが健保組合までご返送をお願いいたします。

Q5.令和6年7月1日以降に加入した方の「資格情報のお知らせ」はいつ送られますか？

A5.令和6年7月1日（月）から令和6年11月29日（金）までに届出のあった加入者については、令和6年12月中にお送りする予定です。

Q6.被保険者が転職などで退職した場合や、被扶養者が就職などで扶養から削除となった場合に「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありますか？

A6.被保険者または被扶養者が健康保険の資格を喪失、または扶養から削除となった場合、「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありません。ご本人により破棄いただきます。

Q7.現在持っている保険証は使えなくなるのですか？

A7.令和6年12月2日（月）以降はマイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。現在お持ちの保険証は経過措置期間として令和7年12月1日（月）までご利用できます。

Q8.保険証を回収する必要はありますか？

A8.経過措置期間として令和7年12月1日（月）までご利用できますが、令和7年12月2日（火）以降は保険証は利用できませんので、回収する必要はありません。

なお、令和7年12月1日（月）までの間に、転職等により退職された方や扶養から削除となった方の保険証は回収し、健保組合へ返納してください。

Q9.「資格確認書」とはなんですか？

A9.「資格確認書」とは、マイナンバーカードの手続き中やカードを紛失された方、介助者の同伴が必要となる要配慮者などマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方へは、本人からの申請等により「資格確認書」を交付します。この「資格確認書」は、医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができます。申請方法等、詳細については別途ご案内いたします。

◇ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル

TEL 03-3835-0006 （平日9：00～17：00）

※この臨時ダイヤルは令和6年9月30日まで開設予定です。

令和6年12月2日以降は、健康保険に加入しても保険証は交付されません。医療機関等への受診にはマイナ保険証（マイナンバーカード）による医療機関窓口の受付に切り替わります。

当組合では、少しでも多くの加入者にご理解いただくため、機関紙「KENPO だより」の特集記事、ホームページの「マイナンバー特設ページ」、今回のお知らせ封筒へリーフレットを同封するなど、「保険証廃止及びマイナ保険証への切り替え」に向けて準備を進めております。

事業主、ご担当者様においては、当制度改正等にご理解いただき、社内イントラネット等を活用した被保険者等への周知について、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 6 年 8 月 吉日

事業主 様

東京都電機健康保険組合

「資格情報のお知らせ」および
「加入者情報（個人番号下 4 桁）」の送付について

平素より当健保組合の事業運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日より被保険者証（以下、保険証）が廃止され新規交付はなくなります。今後は、医療機関等を受診する際の健康保険の資格確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で行う仕組みとなります。

この制度改正に伴い、厚生労働省からの事務連絡に基づき、「資格情報のお知らせ」をお送りいたします。このお知らせは、**健保組合で登録している資格情報（個人番号の下 4 桁を含む）**をお知らせし、**ご自身で情報の正確性をご確認いただき、加入者の皆様に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的としています。**

大変重要なお知らせとなりますので、被保険者への配布にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、すでに、退職された方がおりましたら大変お手数ですが当組合までご返送ください。

ご多用の中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解とご協力賜れますようお願い申し上げます。

※令和 6 年 7 月 1 日以降に加入した方へは、個人番号下 4 桁なしの通知を令和 6 年 12 月末ごろお送りする予定です。

【電機健保からのお知らせ】

令和 6 年 12 月 2 日の「保険証の廃止」、保険証からマイナ保険証への切り替え、「資格情報のお知らせ」送付等に関するご案内動画となります。【約 22 分】
ご参考に視聴をお願いいたします。（電機健保ホームページへリンク）



【厚生労働省「事業主宛」メッセージ】

本事業に関しては、健康保険組合連合会の YouTube ページに
厚生労働省大臣官房審議官からのメッセージが掲載されております。

【厚労省】事業主宛でのメッセージについて（「個人番号下四桁の通知に関するご協力のお願い」、「資格取得時における届出に関するお願い」）【約 5 分】

<https://youtu.be/Ua2uhX3CFvw>



<「資格情報のお知らせ」に係る問い合わせ窓口>

<臨時ダイヤル> T E L : 03-3835-0006

(平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

※臨時ダイヤルは令和 6 年 9 月 30 日まで開設予定です。

「資格情報のお知らせ」に係る FAQ

Q1.「資格情報のお知らせ」とはなんですか？

A1.ご自身の健康保険の資格を簡易に確認できるもので、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断、保養施設のお申込み等をする際に必要となる被保険者記号、番号の確認ができます。また、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、オンライン資格確認義務化対象外の医療機関や機器の故障等でマイナ保険証が利用できない場合でも保険診療が受けられます。同封のリストをご確認のうえ、「資格情報のお知らせ」を被保険者への配布についてご理解を賜りますとともに、「マイナ保険証への切り替え」について、社内イントラ等により被保険者への周知等にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

Q2.「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありますか？

A2.健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。マイナポータルへログインし健康保険資格情報（PDF）をスマホにダウンロードすることで、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はなくなります。

Q3.送付された「資格情報のお知らせ」は被保険者全員分ですか？

A3.今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、令和6年6月28日までに健保組合へ加入されている方で、かつ、マイナンバーの届出がある方が対象となります。なお、令和6年7月1日から令和6年8月7日までに資格喪失の届出があった方は送付対象から除外しております。令和6年8月8日以降に資格喪失の届出をされている場合には、送付対象に含まれておりますので、大変お手数ですが健保組合までご返送をお願いいたします。

Q4.令和6年7月1日以降に加入した方の「資格情報のお知らせ」はいつ送られますか？

A4.令和6年7月1日から令和6年11月29日までに届出のあった加入者については、令和6年12月中にお送りする予定です。

Q5.被保険者が転職などで退職した場合や、被扶養者が就職などで扶養から削除となった場合に「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありますか？

A5.被保険者または被扶養者が健康保険の資格を喪失、または扶養から削除となった場合、「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありません。ご本人により破棄いただきます。

Q6.現在持っている保険証は使えなくなるのですか？

A6.令和6年12月2日以降はマイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。現在お持ちの保険証は経過措置期間として令和7年12月1日までご利用できます。

ご不明な点がございましたら、「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル TEL 03-3835-0006 までお問い合わせください。（平日 9：00～17：00）

1234-12345678-12

ご本人様

健保 太郎 様
株式会社東京都電機健保東京都電機健康保険組合
保険者番号：06134803

〒113-8566

東京都文京区湯島3-15-4

<お問い合わせ>「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル
03-3835-0006 平日9:00~17:00

※臨時ダイヤルは9月30日までの開設予定です。

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記の通りお知らせします（令和6年6月30日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234	番号	12345678	枝番	12
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケボ 太郎				
負担割合	****				
資格取得年月日	平成10年8月1日				
保険者名	東京都電機健康保険組合				

—マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら—

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルに
ログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができ
ます。ぜひご活用ください。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

資格情報のお知らせ

令和6年8月7日発行
東京都電機健康保険組合
保険者番号：06134803

記号 1234 番号 12345678 (枝番) 12

氏名 健保 太郎

負担割合 ****

受診の際はマイナ保険証が合わせて必要です

上を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。
万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** **** 1234

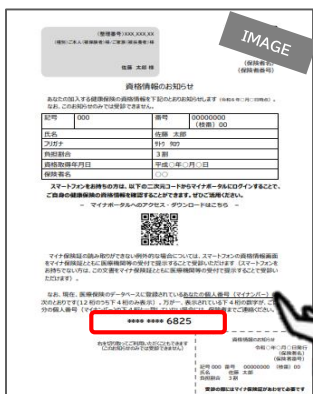
マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください

当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
誤りがあった場合は、お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。



(裏)

マイナンバーは、マイナンバーカードの裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください

保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただけますようお願いいたします。
なお、従来の保険証と同様、**マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。**
ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考に **マイナポータル**の資格情報画面 または **資格情報のお知らせ**をご用意いただけますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータル**の資格情報画面**をスマホにダウンロードしてください。

- ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただけますようお願いいたします。



マイナポータル資格情報画面のダウンロード方法

マイナ保険証とスマートフォンをお持ちの場合は、以下の順にマイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてください。

【手順1】 通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

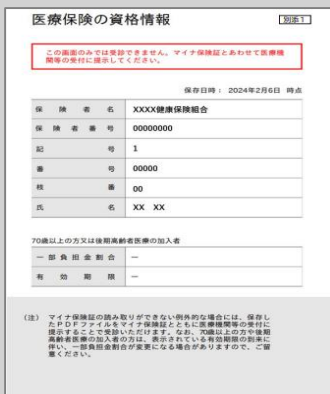


【手順2】 マイナポータルにログインします。



ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。

【手順4】 資格情報画面のダウンロード完了。



【手順3】 「端末に保存」を選択します。



よくあるご質問

Q1: マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせのみで保険診療を受けられるのですか？

A1: マイナポータルの資格画面や資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口に提示いただきますようお願いいたします。

Q2: 資格情報のお知らせは、必ず携帯しなければならないのですか？

A2: マイナポータルの資格情報画面をダウンロードした場合は、資格情報のお知らせを携帯する必要はありません。マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3: 保険証の廃止後、保険給付の請求に必要な記号、番号はどのように確認するのですか？

A3: 保険給付の請求時に必要な記号・番号は、マイナポータルの資格情報画面や資格情報のお知らせで確認することができます。

Q4: 資格情報のお知らせを紛失した場合、どうするのですか？

A4: マイナポータルの資格情報画面を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。
なお、マイナポータルの資格情報画面を確認できない場合は、資格情報のお知らせ交付申請書で再交付の手続きをしてください。

Q5: 氏名変更や資格の変更・異動があった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのですか？

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。

「資格情報のお知らせ」について

今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日の保険証廃止後に、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断のお申込みなど各種申請をする際に必要となる健康保険の資格情報と、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバー下4桁を記載し、すべての加入者が安心してマイナ保険証を使用いただけるよう確認するためのお知らせです。

「資格情報のお知らせ」を受け取ったら

① 健康保険の資格情報を確認

同封されているご家族の分も含め、「資格情報のお知らせ」真ん中①枠内に記載された、健康保険の資格情報をお持ちの保険証の記載内容と確認してください。

② マイナンバー下4桁を確認

同封されているご家族の分も含め、「資格情報のお知らせ」右下②枠内に記載された、マイナンバー下4桁を確認してください。

③ 「資格情報のお知らせ」の携帯

「資格情報のお知らせ」左下の切り取り③部分を切り取って、マイナンバーカードと一緒に携帯しご利用ください。
※医療機関窓口において、カードリーダーの故障などマイナ保険証が利用できない場合に必要となります。

<資格情報のお知らせサンプル>



令和6年12月2日「保険証の廃止」に向けて

① マイナンバーカードを取得

お住いの市（区）役所にて、マイナンバーカードを取得してください。

② マイナンバーカードの保険証登録

お近くのセブンイレブンのATMや、医療機関窓口のカードリーダーを使って、マイナンバーカードの保険証登録をしてください。

③ マイナポータルで健康保険資格情報の確認

マイナポータルにログインし、健康保険資格情報の内容を確認のうえ、スマホにこの資格情報（PDF）をダウンロードしてください。ダウンロードしたPDFは健康保険の資格情報として利用でき、今回お送りした「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はなくなります。

<お問い合わせ先>

- ①電機健保ホームページに「マイナンバー特設ページ」を開設しています。詳しくはそちらをご確認ください。
- ②ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル

TEL 03-3835-0006（平日 9:00~17:00）

※臨時ダイヤルは令和6年9月2日から9月30日までの開設を予定しています。

電機健保ホームページ 【マイナンバー特設ページ】



マイナ保険証の利用へ切り替えをお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」に係るFAQ

Q1.「資格情報のお知らせ」とはなんですか？

A1.ご自身の健康保険の資格を簡易に把握できるものです。また、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、オンライン資格確認義務化対象外の医療機関や機器の故障等でマイナ保険証が利用できない場合でも保険診療が受けられます。

Q2.同封されている「資格情報のお知らせ」は家族全員分ですか？

A2.今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、令和6年6月28日までに健保組合へ届出のあった在籍加入者で、かつ、マイナンバーの届出がある方が対象となります。令和6年7月1日以降に届出があった方や、マイナンバーの届出が遅れている方、電機健保に加入していないご家族の分は含まれません。

Q3.令和6年7月1日以降に加入した者の「資格情報のお知らせ」はいつ送られますか？

A3.令和6年7月1日から令和6年11月29日までに届出のあった加入者については、令和6年12月中にお送りする予定です。

Q4.「資格情報のお知らせ」を受け取ったらどうしたらよろしいですか？

A4.同封されているご家族の分も含め、資格情報に記載されたご本人（表面<資格情報のお知らせサンプル>①に記載されたご本人）にお渡しいただき、表面の「「資格情報のお知らせ」を受け取ったら」①②③のご確認等をお願いいたします。（小さなお子様の場合などは、被保険者の方等によるご確認をお願いいたします。）

Q5.既に扶養から削除となっていますがどうしたらよろしいですか？

A5.令和6年6月28日現在の在籍加入者を対象として「資格情報のお知らせ」を作成しています。今回のお知らせ発送が令和6年8月末となっており、この2か月の間に既に扶養から削除となった方の分については、記載内容を確認のうえ誤り等なければ破棄してください。

Q6.健康保険の資格情報は何に必要ですか？

A6.健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断、保養施設のお申込み等をする際に、被保険者記号、番号が必要となります。この被保険者記号、番号を確認するためのお知らせです。

Q7.転職などで退職した場合に「資格情報のお知らせ」を返す必要はありますか？

A7.「資格情報のお知らせ」をお返しいただく必要はありません。ご自身で破棄してください。

Q8.現在持っている保険証は使えなくなるのですか？

A8.令和6年12月2日以降はマイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。マイナ保険証の準備をお願いします。現在お持ちの保険証は経過措置期間として令和7年12月1日までご利用でき、令和7年12月2日以降はご利用できなくなります。なお、令和7年12月1日までの間に、健康保険の資格を喪失した場合や扶養から削除となった場合には、必ずお返してください。

Q9.記載されている資格情報やマイナンバーに誤りがある場合はどうしたらよろしいですか？

A9.「資格情報のお知らせ」に記載されている事項に誤りがある場合は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先> 「資格情報のお知らせ」臨時ダイヤル TEL 03-3835-0006

※臨時ダイヤルは令和6年9月2日から9月30日までの開設を予定しています。

※同封の緑色リーフレットと併せてご覧ください。

マイナ保険証の利用へ切り替えをお願いいたします。